

令和7年第7回 定例総会議事録

1 日時 令和7年7月18日（金）15時00分～16時15分

2 開催場所 公会堂さんさん館3階 第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員（19名）

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、
4番：高橋 寛幸 委員、5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、
7番：伊藤 薫 委員、8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、
10番：石井 辰男 委員、11番：白鳥 邦彦 委員、13番：山本 達也 委員、
14番：原嶋 茂夫 委員、15番：藤沼 良典 委員、16番：穴戸 啓次 委員、
17番：小林 俊之 委員、18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員、
20番：江田 早苗 委員

※欠席者：12番：高麗 千織 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：山田 弘光、事務局：笹原香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和7年第7回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員19名の委員が出席され、全在任委員の過半数が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和7年第6回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。13番：山本委員と、14番：原嶋委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第17号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第17号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（４件）～

議長 議案第 17 号の 1 現況確認について、担当の 2 番：石井委員ご説明願います。

2 番：石井委員 7 月 11 日に申請者立会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地では多種多様の野菜を栽培しており、現在は夏野菜やサトイモ等が栽培されています。収穫した野菜はすべて無人直売所で販売しています。品質が良く、販売している野菜はきちんと選果されたような、とてもすばらしい作物を栽培しています。申請者より、終生、肥培管理する旨の確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 17 号の 2 の現況確認について、担当の 7 番：伊藤委員ご説明願います。

7 番：伊藤委員 7 月 11 日に申請者立会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。議案第 17 号の 2 ①では、南北道路の東側にハウス 2 棟が建っており、いずれも植木の苗木等が栽培されておりました。露地には月桂樹、ヒメシャラ、柑橘類等が栽培されておりました。議案第 17 号の 2 ②では、カエデ、ヒメシャラ、桜、ジューンベリー、落葉樹等 20 種類の植木が栽培されており、主に植木業者に販売しています。この農地はご家族で適正に管理されており、今後においても、終生当該農地の肥培管理を行う確認をとれておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 17 号の 3 の現況確認については、担当の 14 番：原嶋委員ご説明願います。

14 番：原嶋委員 議案 17 号の 3 について報告します。7 月 13 日に申請者立会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地の北側はさつまいもを、南側は柿 15 本、みかん 20 本が栽培されています。また、さつまいもは複数の幼稚園の芋掘り体験として活用されています。柿とみかんは近年出来が悪いため自家消費していますが、近々で業者に土壌改良を依頼する予定で、収量が増加すれば直販を行うそうです。申請者は会社員のため多品種の生産は難しいようですが、休日の作業や業者の協力のもと、今後も肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 17 号の 4 の現況確認については、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定により、該当委員が一時退席することになりますので、暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。議案第 17 号の 4 の現況確認について、担当の 11 番：白鳥委員ご説明願います。

11 番：白鳥委員 7 月 9 日に申請者立会いのも、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはウドを中心に、野菜と柑橘が栽培されています。野菜はトマト、ナス、ズッキーニ、キュウリ、カボチャ、ネギ、モロヘイヤ、ウコンが栽培されていました。柑橘はみかん、レモン、ブルーベリー等が植わっています。販路は、ウドの約 8 割は市場出荷、野菜等は自動販売機で販売しています。この農地はご家族で耕作されており、現在も適性に肥培管理されています。申請者からも終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで暫時休憩します。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。次に、「引き続き農業経営を行っている旨の証明及び引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第 18 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（2 件）～

議長 議案第 18 号の 1 の現況確認について、担当の 14 番：原嶋委員ご説明願います。

14 番：原嶋委員 7 月 12 日に申請者のご家族立会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。今回の証明期間である令和 4 年 6 月から令和 7 年 2 月末までは、申請者のご家族が J A の応援を受けながら耕作しておりました。当時は多品種の野菜を生産していましたが、体調を崩されて自作が困難となったため、令和 7 年 3 月に都市農地貸借円滑化法を利用して貸付けを行っています。自作していた期間については、申請者のご家族が肥培管理をされていたため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 18 号の 2 の現況確認について、これも担当の 14 番：原嶋委員ご説明願います。

14 番：原嶋委員 7 月 12 日に申請者のご家族立会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。この農地は令和 7 年 3 月より都市農地の貸借を行い耕作しています。現在はじゃがいも、ネギ、さといも、人参を生産しており、学校給食、緑化センターに出荷しています。近隣等のトラブルもなく、現在も適正に肥培管理をされており、今後も貸借を行う予定で、申請者には都度農地の見回りをお願いしています。そのため証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。
ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に日程2の協議に入ります。協議1
「農地保全・利活用促進月間の実施について」を議題とします。協議1について、事務局説明
願います。

事務局 協議1「農地保全・利活用促進月間の実施」について説明。

例年どおり10月を農地保全・利活用促進月間に設定し、農地パトロールを実施したい。

議長 説明が終わりました。何かご質問やご意見はありませんか。なければ事務局説明のとおり決
定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定いたします。次に協議2「生産緑地のあっせん
について」を議題とします。協議2について、事務局説明願います。

事務局 協議2「生産緑地のあっせん」について説明

農業委員会事務局への照会期限 令和7年8月6日（水）

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はありませんか。ご質問・
ご意見がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専
決報告1「農地の相続による権利取得の届出について」事務局より説明願います。

～事務局説明（5件）～

議長 報告1の1の現況確認について、担当の5番：小林委員よりご報告願います。

5番：小林委員 6月26日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。東西に延びる道
路の北側部分では、おおむね半分には枝豆が植えられており、残りの半分は次の作付に向け
て整地されていきました。道路の南側の細長い部分につきましては、全面ブルーベリーが植え
られており、その反対の小さな部分は畑の一部として使われていました。

議長 報告1の2、報告1の3、報告1の4、報告1の5の現況確認について、続けて担当の7
番：伊藤委員よりご報告願います。

7番：伊藤委員 報告1の2について報告します。6月27日に現地確認を行いました。場所は案内
図のとおりです。ビニールハウスが6棟あり、うち3棟はキュウリ、トマト、白ナス等を栽
培しており、1棟はこれからブロッコリー等に使用する予定です。あと2棟は秋頃に葉物野
菜等を栽培する予定です。南側は露地でミニトマト、エダマメ、キュウリ、トウモロコシを
栽培していました。報告1の3について報告します。同じく6月27日に現地確認を行いま
した。場所は案内図のとおりです。現地の約3分の2でナス、サツマイモが栽培されており、
残りはこれから秋冬の野菜を栽培する予定です。報告1の4について報告します。7月11
日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはミニトマト、シシトウ、
ナス、ピーマン等が栽培されておりました。報告1の5について報告します。同じく7月

11 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。案内図の北側農地の東側がギンナン畑で、西側はキウイフルーツ畑です。案内図の南側農地の西側はみかん等の木が植わっており、東側はサトイモ、サツマイモ、ブドウ、カボチャ、小玉スイカ等の少量多品目の野菜が栽培されていました。

議長 専決報告 1 の説明及び現況確認報告が終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告 2 「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（5 件）～

議長 報告 2 の 1 の現況確認について、担当の 5 番：小林委員よりご報告願います。

5 番：小林委員 6 月 26 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は年明け竣工に向けて、共同住宅が 3 棟建設中でした。

議長 報告 2 の 2、報告 2 の 3、報告 2 の 4 の現況確認について、続けて担当の 8 番：小林委員よりご報告願います。

8 番：小林委員 報告 2 の 2 について報告します。7 月 1 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現況は自宅兼賃貸用集合住宅でした。報告 2 の 3 について報告します。現況は自宅兼賃貸用集合住宅でした。報告 2 の 4 について報告します。現況は集合住宅とアパートと駐車場でした。

議長 報告 2 の 5 の現況確認について、担当の 18 番：島田委員よりご報告願います。

18 番：島田委員 7 月 11 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には大きな栗の木が 1 本、ほかにはバラの木が多数植えてありました。

議長 専決報告 2 の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告 3 「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（4 件）～

議長 報告 3 の 1 の現況確認について、担当の 14 番：原嶋委員よりご報告願います。

14 番：原嶋委員 6 月 18 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現状は植木畑の東端であり、通路のような状況でした。

議長 報告 3 の 2 の現況確認について、担当の 16 番：穴戸委員よりご報告願います。

16 番：穴戸委員 6 月 30 日に現地確認をしました。場所は案内図のとおりです。現在は薬局や駐車場、賃貸住宅等が建っています。

議長 報告 3 の 3 の現況確認について、担当の 2 番：石井委員よりご報告願います。

2 番：石井委員 7 月 1 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は築 40 年ぐらいのアパート 2 棟と、駐車場がありました。

議長 報告 3 の 4 の現況確認について、担当の 11 番：白鳥委員よりご報告願います。

11 番：白鳥委員 7 月 9 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は畑でしたが、しばらく手が入っていないく、まばらに雑草が生えているような状態でした。開発事業計画のお知らせの看板が立っており、一戸建て 7 区画建築される予定です。

議長 専決報告 3 の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問等なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告 4 「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告 4 「登記官照会について」説明

照会件数 1 件 4 筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告 4 の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に日程 4 の部会報告に入ります。

各部会長より報告

●農政部会：なし

●農地部会：なし

●経営部会：なし

●四季コン：本日総会後に二次審査を行います。

議長 各部会の報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程 5 の事務報告は案件がありませんので、日程 6 の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6 事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程 7 の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7 事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。その他になにかございませんか。最後に日程 8 のその他について、事務局よりお願いします。

事務局 日程のとおり、8 その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、以上で第 7 回の定例総会を終了いたします。